

## 特集 「森が泣いている」について

公益社団法人 新潟県自治研究センター  
研究員 田口 一博 (新潟県立大学)



林業の厳しさが言われて久しいが、ここしばらくささやかれているのは、森林そのものが危機に瀕している、ということである。林業がきちんと成立すれば森林を守ることができる、ということまではどの論者も一致している。しかし、日本の林業がなぜ、成立しなくなってしまったのかという点では、巷間で行われている「輸入外材との価格競争に敗れた」というのは事実とは言えない。木材は工業製品ではないから異なる樹種同士での正確な比較はできないが、1m<sup>3</sup>あたりの単価は国産材の方がずっと安くなっているからである。経済のグローバル化の中で林業は成り立たなくなった、という誤解を解き、どうしたら森林と林業に笑顔を取り戻せるかを考えるのが本号の特集意図である。

### ○林業をめぐる最近の国の政策動向

現在、林業に直接関係する法律は18本ある。1907（明治40）年に制定された旧法を戦後改革の中で全部改正した森林法をはじめ、1964年に制定された森林・林業基本法（2001年に林業基本法を改称）、1978年に森林法から独立した森林組合法までが林業を産業とし、森林は林業を営む場であると考えたきた法律群である。

元号が平成に変わるところから林業に関する法律の様相が変わってくる。制定年順に挙げると、

- ・ 森林の保健機能の増進に関する特別措置法（1989年）
- ・ 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（1995年）
- ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律（1996年）
- ・ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（同年）
- ・ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（2008年）
- ・ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（2010年）

である。最後に挙げた「公共建築物木材利用促進法」の目的規定は「木材の利用を促進することが地球温暖化の防止」とはじまる。戦後ずっと採られてきた火災予防のための建築物の不燃化＝木材使用の排除とは別の価値をうたっていることが注目される。そして続けて「循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献する」と、森林が単に木材の供給源であることを超えて「木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与する」がうたわれるようになったのである。

## ○森林法2011年改正について

森林法はこの間21回改正されている。

2009年9月に開催された第24回自治総研セミナー<sup>1</sup>では、フロアから森林への固定資産税課税が困難になっている旨の発言があった。森林が経済的な価値を持たなくなったため、事実上、相続が放棄されているというのである。パネリストの政所利子氏からは、森林が売られているのは、森林を維持することができなくなって迷惑をかけたくないから、という心情があるとの発言があった。

もう一つは維持されなくなった森林を外資が買っているという問題意識である。東京財団が日本の水源林の危機として発表した2本の政策提言レポート「森と水の循環」を守るには<sup>2</sup>（2009年1月）と「グローバル化する国土資源（土・緑・水）と土地制度の盲点」<sup>3</sup>（2010年1月）では、国内の森林、特に水源林が国外の資本に買われようとしていることを報じている。

これを受けた2010年4月、自民党に高市早苗衆議院議員の呼びかけで「日本の水源林を守る議員勉強会」が発足<sup>4</sup>、勉強会は10月に森林法の一部を改正する法律案叩き台<sup>5</sup>を発表し、11月には党として法案<sup>6</sup>を取りまとめ、衆議院に提出した。この間の9月にはNHKが「日本の森林が買われていく」と題する番組<sup>7</sup>を放映する。自民党議員提出法案は第176回臨時国会では審議されなかった。

2011年の第177回通常国会では内閣から別に

森林法の一部を改正する法律案が提出されることとなった。法案の提案理由は「最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、森林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、森林所有者等が作成する計画について認定要件を追加するとともに、早急に間伐等を実施する必要がある森林の整備を図るための措置の充実、森林施業に必要な路網を設置する際の他人の土地への使用権の設定手続の見直し等の措置を講ずる必要がある。」とある。

これに対し、衆議院農林水産委員会では自民党案を撤回のうえ、その内容のうち、内閣提出案に含まれていない部分を修正案の形で入れ込むこととなった。その結果①森林の土地の所有者となった旨の届出 ②森林所有者等に関する情報の利用 ③森林の土地の境界の確定のための措置 ④森林に関するデータベースの整備 ⑤施業の集約化等の事業の推進 ⑥地方公共団体が行う保安林等の買い入れに係る財政上の措置 等が追加された。①のうち、保安林に関する届出については法定受託事務とされている。この法案は3月31日の衆議院本会議で全会一致で修正可決、参議院に送付されて成立、4月22日に法律86号として公布された。

法案の修正部分ではさらに経過措置を定めている。修正協議では自民党案にあった改正法施行段階で森林の土地の所有者の届出義務が削られた。届出が義務付けられましたとあって、す

ぐに届出られるようなら、これまでも苦労はなかった。登記上の所有者はいたにしても、何代にもわたって相続がなされない土地も少なくない。今後の実効性の担保は、市町村の取り組み次第である。

修正部分には地方公共団体が保安林を買い入れるべきことが規定されている。現在でも固定資産税が長年納付されていない土地について物納されたものとして扱うことは制度上不可能ではない。しかし本来の所有者が財産価値を認めていれば、相続がなされないというようなことはないであろう。その価値がないと思われるから、放置されているわけである。そのような森林はいったい誰がどのようにしていけばよいのだろうか。「一時公有化」しても、債務処理ができる訳ではないからである。

### ○現在の木材の需要とは

現在公表されている最新の『平成19年木材需給報告書』（平成22年5月、農林水産省大臣官房統計部）で、いま、どんな木材がどのように使われているのかを大づかみに確認してみる。

2007（平成19）年に国内で供給された木材は、合計で2,879万m<sup>3</sup>。これをまず需要別で見ると、製材用が67.6%を占め、合板用が18.2%、木材チップ用が14.3%である。材種別では国産材と外材は61.3：38.7。量的には国産材の方が多いためである。需要と材種を組み合わせる

と、国産の針葉樹は主に製材用に、広葉樹は木材チップになり、外材では米材（アメリカ・カナダ）が製材用に、北洋材（ロシア）が合板用に使われている。時系列で見ると、外材は産地が大きく変わっており、現在ではラワン等の南洋材の構成比は小さくなっている。製材用でも合板用でも輸入量は減少しており、その減少分を国産の針葉樹が増加することで賄っているのである。そしてその伸びの中心は、新潟県の中心樹種であるスギが合板用に使われているのである。

一方、2007年の県内の素材の需要量は57万m<sup>3</sup>。供給元は構成比の大きい順に北洋材32.6%、ラワン31.2%、県産材21.2%、米材10.7%、他県材4.4%であった。二野宮論文では県産材割合がこれ以後上昇していることが示されている。

製材工場は県内に339箇所あり、1,469人が働いている。年間の出荷量は24万m<sup>3</sup>あまりで、主に建築用材である。

### ○新潟県の林家・林業経営体

2005年農林業センサスで新潟県の保有山林面積が1ha以上ある世帯＝林家の概況を確認する。

県内の林家総数は29,092。保有面積は105,580ha、1林家あたりの平均保有面積は3.6haである。階層別には1～3haが林家数の69.0%・面積30.7%と最大を占める。保有面積

が大きくなるほど林家数は減少する。県内最大の林家は621haを保有する。

また、民有林から市町村有林・財産区有林等を除いた私有林の面積について、所有者が在村しているかどうかで区分すると、87.1%を在村者が占めており、不在者の比率は数字の上では少ない。残りのうち7.1%も県内者である。なお、全国平均の在村者比率は75.6%である。

(たぐち かずひろ)

<sup>1</sup> 辻山幸宣・飛田博史編『自治型社会への改革方策』2010年、公人社、147頁以下。

<sup>2</sup> <http://www.tkfd.or.jp/admin/file/pdf/lib/2.pdf>

<sup>3</sup> <http://www.tkfd.or.jp/admin/files/2009-09.pdf>

<sup>4</sup> [http://rep.sanae.gr.jp/column\\_details435.html](http://rep.sanae.gr.jp/column_details435.html)

<sup>5</sup> [http://rep.sanae.gr.jp/column\\_details479.html](http://rep.sanae.gr.jp/column_details479.html)

<sup>6</sup> <http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2010/pdf/seisaku-037.pdf>

<sup>7</sup> クローズアップ現代 (No.2932)  
[http://cgi4.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail.cgi?content\\_id=2932](http://cgi4.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail.cgi?content_id=2932)  
また、『地方議会人』2010年11月号「特集 今、森林を見つめ直す」も参照。